

(7) 保育料について

平成29年度4月入園が決定した児童の保育料は、4月中旬頃に入園した保育園等を通して通知します。保育料金額表につきましても、保育料通知と同時期に配布します。

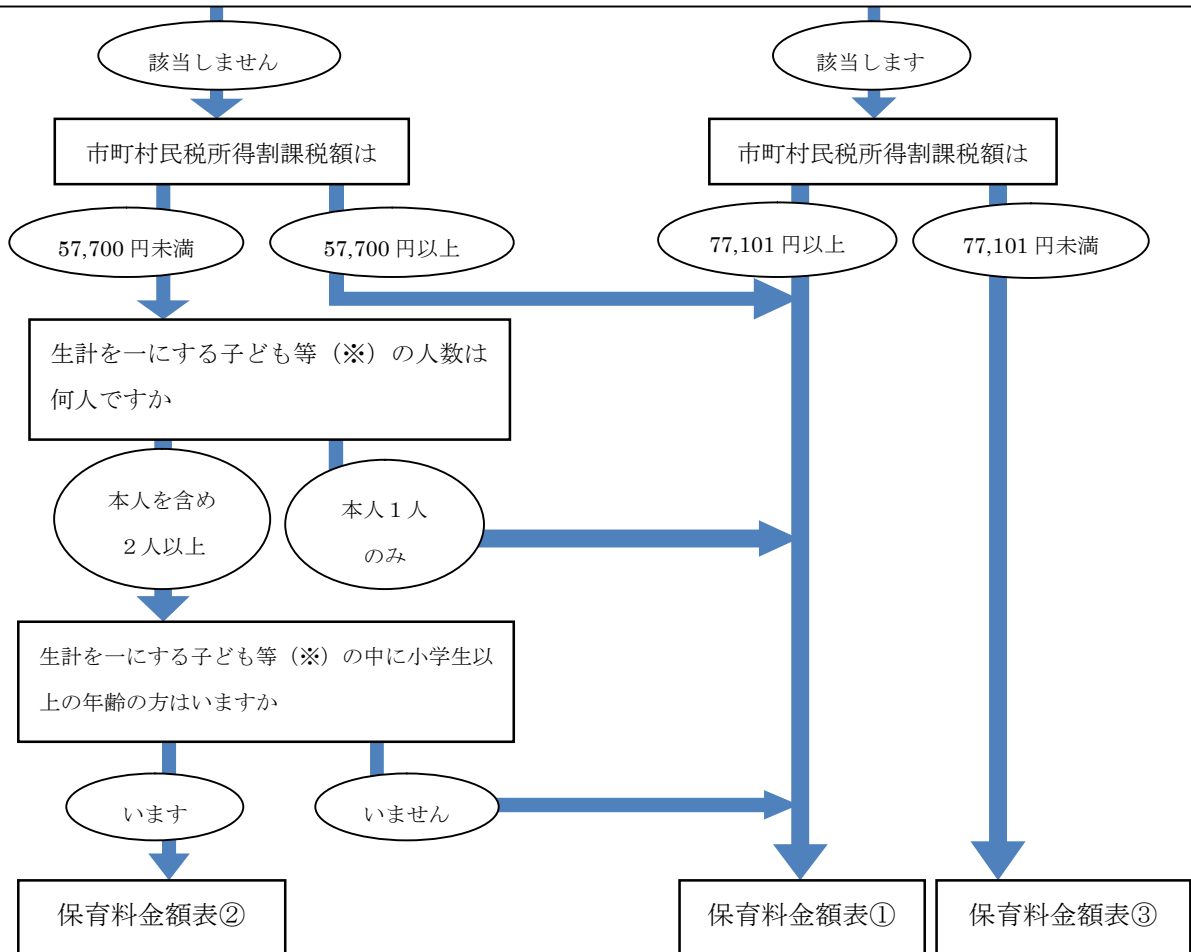
以下は、平成28年度の保育料に関するご案内です。平成29年度保育料に関する表等は、平成29年3月末頃完成予定です。

平成28年度の保育料は、世帯の状況により、適用される保育料金額表(①・②・③)が異なります。

次のフローをご覧ください、該当する保育料金額表を確認してください。

次の(1)から(3)までの世帯に該当しますか。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している方の世帯
- (2) 次に掲げる障がい児者を有する世帯(障がい児者が社会福祉施設に入所している世帯を除く。)
  - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者
  - イ 療育手帳の交付を受けている者
  - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となる障がい児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
  - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (3) 利用者の扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者その他の市長が特に困窮していると認める世帯



※子ども等とは・・・

①支給認定保護者に監護される者(未成年)、②支給認定保護者に監護されていた者(①が青年に達した場合)及び③支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属(①②を除く)

(単位：円)

保育料金額表①													
各月初日の利用者の 属する世帯の階層区分		満3歳以上児						満3歳未満児					
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間		
階層 区分	定義	第1子	第2子	第3子 以降	第1子	第2子	第3子 以降	第1子	第2子	第3子 以降	第1子	第2子	第3子 以降
A	生活保護法による 被保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税 非課税世帯	2,000	0	0	1,900	0	0	3,000	0	0	2,900	0	0
C	市町村民税所得割 非課税世帯	9,000	0	0	8,800	0	0	11,000	0	0	10,800	0	0
D1	市 町 村 民 税 所 得 割 額	48,600 円未満	11,500	0	0	11,300	0	0	13,300	0	0	13,000	0
D2A		57,700 円未満	15,200	3,800	0	14,900	3,720	0	16,300	4,070	0	16,000	4,000
D2B		60,000 円未満	15,200	3,800	0	14,900	3,720	0	16,300	4,070	0	16,000	4,000
D3A		77,101 円未満	19,500	4,870	0	19,100	4,770	0	20,500	5,120	0	20,100	5,020
D3B		79,000 円未満	19,500	4,870	0	19,100	4,770	0	20,500	5,120	0	20,100	5,020
D4		97,000 円未満	22,900	5,720	0	22,500	5,620	0	25,000	6,250	0	24,500	6,120
D5		114,000 円未満	26,000	6,500	0	25,500	6,370	0	29,500	7,370	0	28,900	7,220
D6		140,000 円未満	29,500	7,370	0	28,900	7,220	0	33,000	8,250	0	32,400	8,100
D7		169,000 円未満	31,500	7,870	0	29,100	7,270	0	37,600	9,400	0	36,900	9,220
D8		199,000 円未満	31,500	7,870	0	29,100	7,270	0	43,000	10,750	0	42,200	10,550
D9		301,000 円未満	31,500	7,870	0	29,100	7,270	0	48,500	12,120	0	47,600	11,900
D10	336,000 円未満	31,500	7,870	0	29,100	7,270	0	53,500	13,370	0	52,500	13,120	
D11	336,000 円以上	31,500	7,870	0	29,100	7,270	0	57,200	14,300	0	56,200	14,050	

### 《保育料金額表①に関する注意点》

- 保育料金額表①において、小学校就学前の子どもが本人のみの場合は「第1子」、きょうだい2人以上同時に教育・保育施設等（※）を利用する場合、本人が最も年齢の高い場合は「第1子」、年齢の高い方から2番目の場合は「第2子」、3番目以降の場合は「第3子以降」と定義します。  
なお保育料金額表①のとおり「第2子」の場合は4分の1、「第3子以降」は無料となります。（多子軽減）
- 同一世帯に保護者が同じ小学校3年生以下の子どもが3人以上いる場合、そのうち年齢の高い方から3番目以降の方は無料となります。（新潟市独自多子軽減）  
（※）多子軽減の対象施設は、幼稚園、保育園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、小規模保育事業、事業所内保育事業等）です。  
（注）料金額表①・②・③共通の注意点も必ずご確認ください。

(単位：円)

保育料金額表②										
各月初日の利用者の 属する世帯の階層区分		満3歳以上児				満3歳未満児				
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		
階層 区分	定義	第2子	第3子 以降	第2子	第3子 以降	第2子	第3子 以降	第2子	第3子 以降	
A	生活保護法による 被保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市町村民税 非課税世帯	1,000	0	950	0	1,500	0	1,450	0	
C	市町村民税所得割 非課税世帯	4,500	0	4,400	0	5,500	0	5,400	0	
D1	市町村民税所得割額	48,600 円未満	5,750	0	5,650	0	6,650	0	6,500	
D2A		57,700 円未満	7,600	0	7,450	0	8,150	0	8,000	

《保育料金額表②に関する注意点》

●保育料金額表②において、生計を一にする子ども等のうち、本人が年齢の高い方から2番目の場合は「第2子」、3番目以降の場合は「第3子以降」と定義します。

なお、保育料金額表②のとおり「第2子」の場合は2分の1、「第3子以降」は無料となります。(多子軽減)

(注) 料金額表①・②・③共通の注意点も必ずご確認ください。

(単位：円)

保育料金額表③										
各月初日の利用者の 属する世帯の階層区分			満3歳以上児				満3歳未満児			
			保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
階層 区分	定義		第1子	第2子 以降	第1子	第2子 以降	第1子	第2子 以降	第1子	第2子 以降
A	生活保護法による 被保護世帯等		0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税 非課税世帯		0	0	0	0	0	0	0	0
C	市町村民税所得割 非課税世帯		4,500	0	4,400	0	5,500	0	5,400	0
D1	市 町 村 民 税 所 得 割 額	48,600 円未満	5,750	0	5,650	0	6,650	0	6,500	0
D2A		57,700 円未満	7,600	0	7,450	0	8,150	0	8,000	0
D2B		60,000 円未満	7,600	0	7,450	0	8,150	0	8,000	0
D3A		77,101 円未満	9,750	0	9,550	0	10,250	0	10,050	0

《保育料金額表③に関する注意点》

●保育料金額表③において、生計を一にする子ども等のうち、本人が最も年齢の高い場合は「第1子」、2番目以降の場合は「第2子以降」と定義します。なお、保育料金額表③のとおりA・B階層の場合、「第1子」「第2子以降」とともに無料、C階層からD3A階層においては、「第1子」は2分の1、「第2子以降」は無料となります(多子軽減)

(注) 料金額表①・②・③共通の注意点も必ずご確認ください。

**料金額表①・②・③共通の注意点**

①保育料の算定

○保育料(利用者負担額)は、児童と生計を同一にする世帯の市町村民税額により決まります。(4月から8月までは前年度の市町村民税額、9月から翌年3月までは当年度の市町村民税額により決まります。)

※児童の父母の市町村民税額(調整控除以外の税額控除適用前《注1》)を基に算定を行いますが、父母以外の同居の祖父母等が家計の主宰者と判断される場合は、その方の市町村民税額を含めて算定を行います。父母の状況が次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、父母のみの市町村民税額により保育料を決定します。

- (1) 父母の年間合計収入が160万円以上ある場合
- (2) ひとり親世帯で年間収入が110万円以上ある場合
- (3) 父母の合計所得が祖父母等のうち最も所得の多い方の所得を上回る場合

《注1》 保育料算定で使用する市町村民税額は、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除が控除される前の市町村民税を使用します。

○保育料の算定や家族状況の把握のため、担当課で住民基本台帳、課税・福祉(生活保護・在宅障がい者状況)データ等を閲覧いたしますが、閲覧を承諾されない場合や、市町村民税の未申告等により課

税データが確認できない場合は、保育料金額表の最高額で決定することがあります。

- 平成28年1月2日以降に新潟市に転入した場合は、課税証明書等が必要です。(この課税証明書は、平成28年1月1日現在に住民票があった市区町村の税務担当課で発行されます。当該市区町村の税務担当課にお問い合わせください。)
- 年齢は平成29年3月31日現在の満年齢で決まります。(年度途中で満3歳に達し2号認定に切り替わった場合の保育料は、その年度内は3号認定の額となります。)また、年度途中で入園した場合も3月31日現在の満年齢で決まります。
- A階層の「生活保護法による被保護世帯等」とは、「生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の推進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給世帯」です。

## ②保育料の納付

- 公立・私立保育園の当月分の保育料については、原則として毎月の末日が納期限となっています。毎月15日すぎに保育園経由で送付する納入通知書により、銀行などの窓口で納付してください。便利な口座振替も可能です。金融機関備え付けの口座振替申込書で手続きしてください。
- 認定こども園や地域型保育事業をご利用の場合は、各施設にお問い合わせください。
- 保育料の納入通知書は、保護者(父および母または父母以外の保護者)宛に送付いたします。

## ③保育料の延滞金について

- 公立・私立保育園の保育料について、新潟市債権管理条例に基づき、納期限までに納付すべき保育料のお支払いがないと、納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金を加算します。

## ④保育料の軽減・減免制度

- 配偶者と死別・離婚などをした人が受けられる住民税の「寡婦(夫)控除」を、未婚のひとり親家庭も同様に受けたとみなし、保育料を算定します。(みなし寡婦(夫)控除制度)  
「みなし寡婦(夫)控除」の適用を受ける場合は、各区役所健康福祉課児童福祉係で申請が必要です。
- 平成28年度において、保護者の疾病・やむを得ない理由による退職等で収入が前年より著しく減少した場合や、災害により損害を受けた場合や東日本大震災により避難されている場合に、保育料の一部又は全部が減免される制度があります。